

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第五十七號

無畜農家解消縣有牛貸付規則を次のように定める。

昭和二十三年九月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

無畜農家解消縣有牛貸付規則

第一條 無畜農家の解消をはかるため、この規則により縣有牛を縣内の畜産農業協同組合連合会その他適當と認める團體に対して貸付する。

前項の團體で縣有牛の貸付を受けたもの（以下借受者という）はこれを無畜農家に貸付しなければならない。

第二條 縣有牛の貸付を受けたいものは、毎年二月十五日までに別紙第一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

昭和二十三年九月三日
第千九百四十號

金 曜 日

第三條 縣有牛の貸付を受けたときは、借受者は速やかに最終借受者を決定して別紙第二号様式による借受証を知事に提出しなければならない。

最終借受者を変更したときもまた直ちにこれを知事に報告しなければならない。

第四條 縣有牛の貸付期間は貸付の日より滿三年とする。但し貸付後知事が必要と認めたときは貸付期間を変更することがある。

第五條 借受者は貸付牛を農業共済保険に附さなければならない。

第六條 借受者は貸付牛の借受時の價格を、その貸付の日から滿三年据置後知事の指定する期日に、その價格を納入しなければならない。

但し借受者が前項の金額を納入するとき、知事は借受者の申請により、その納入すべき期間を変更し又はそ

の金額を減免することがある。
前項貸付牛の価格を完納した借受者に対して、知事はその牛を無償譲与する。

第七條 貸付牛が失踪、盗難、斃死その他重大な事故を生じたときは、直ちに知事に届け出でなければならぬ。

この場合借受者はこの牛の借受時の価格の五割に相当する金額を賠償しなければならぬ。

但し事故の原因が天災その他やむを得ない事由によると知事が認めるときは此の限りではない。

借受者の故意又は重大な過失による事故のときは、その損害の全額を賠償せしめる。

第八條 貸付牛の受領は知事の指定する期日及び場所で行い、これに要する費用及び飼養管理その他一切の費用は借受者の負担とする。

第九條 借受者は別紙第三号様式により台帳を備え貸付牛について出納その他重要事項を記載しなければならぬ。

第十條 第六條第二項、第七條第二項及び第三項の決定については、別に定める諮問機関にはかり知事がこれを定める。

第十一條 借受者が、この規則に違背したときは、知事は貸付牛を返納せしめることがある。

この場合借受者は、これによつて生ずる損害の賠償を請求することができない。

第十二條 この規則は昭和二十三年九月一日から、これを適用する。

第一号様式

農用役牛貸付申請書

一、役牛 牝牝 牝頭

一、借受期間 牝牝 年 年

右無畜農家解消縣有牛貸付規則により貸付を受けたので次の事項を具し申請致します。

年 月 日

借受者 團 体 長 名 印

鳥取縣知事殿

記

一、無畜農家解消計画

第二号様式

縣有牛借受証

次の縣有牛を貸付されましたので、昭和二十三年九月三日鳥取縣規則第五十七号無畜農家解消縣有牛貸付規則を守りこの借受証を提出します。

昭和 年 月 日

借受者 團 体 名 印

鳥取縣知事宛

記

貸付牛連名簿

貸付番号	名号	性	生年月日	借受期間	借受時價格	最終借受者	摘要
------	----	---	------	------	-------	-------	----

第三号様式

借受台帳

管理場所 郡市町村大字番地 氏名

貸付番号	名号	性	生年月日	引取場所	借受期間	自	至	年	月	日	血統
			年 月 日								
			年 月 日								

◆鳥取縣規則第五十八

昭和十四年四月十日鳥取縣令第三十三号鳥取縣漁業取締規則を左の通り改正する

昭和二十三年九月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣漁業取締規則

第一章 総則

第一條 次に掲げる漁業は知事の許可を受けなければ、これを行うことができない。但し漁業権又は入漁権に

よつてする場合はこの限りでない。

- 一 地曳網漁業
- 二 船曳網漁業
- 三 手繰網漁業
- 四 打瀬網漁業
- 五 桁網漁業(方言丹後網を含む)
- 六 巾着網漁業
- 七 揚繰網漁業
- 八 ぼら旋網漁業
- 九 縛網漁業
- 十 わかさぎ刺網漁業
- 十一 さなせし刺網漁業
- 十二 特別網漁業(方言三重建網漁業に限る)
- 十三 こし罾網漁業
- 十四 敷網漁業(特別漁業に該当しないもの)
- 十五 笄網漁業
- 十六 四手網漁業
- 十七 養網漁業

十八 鵜川漁業

十九 答漁業(うなぎを目的とするもの、河川湖沼に限る)

二十 けんしき網漁業(方言底流網漁業) 中海及び境水道(島根縣八束郡森山下字部尾去るが鼻先端と島取縣西伯郡外江町祇園神社殿西端とを結ぶ線から境港大突堤東端より真北の線に至る区域におけるもの前項の漁業を許可したときは様式第一号により漁業鑑札を交付する。

第二條 漁業の許可を受けようとする者は一業態毎に次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならぬ。

- 一 漁業の名称
- 二 漁獲物の種類
- 三 漁業の場所
- 四 漁業の時期
- 五 漁具の構造及び漁法
- 六 船名、噸数又は肩巾及び機関の馬力(動力付漁船)

によるもの)

- 七 漁業根拠地(動力付漁船によるもの)
- 八 許可期間

二人以上共同して許可を受けようとするときは内一人を代表者と定め、その氏名又は名称を申請書に記載しなければならぬ。

第一項の申請書には漁業検査証書寫及び船舶原簿謄本又は船鑑札寫(漁船検査証書又は船鑑札を受有することを要しない船舶にあつては漁船登録寫)を添付しなければならぬ。

知事が必要と認めるときは前項以外の書類の提出を命ずることがある。

第三條 第一條第一項第五号第六号第七号及び第九号の漁業の許可を受けようとする者はあらかじめ起業の認可を受けなければならぬ。

前項の認可申請書には前條第一項各号に掲げる事項を記載し、様式第二号による船舶件名簿を添付しなければならぬ。

前條第二項及び第四項の規定は第一項の認可申請書にこれを準用する。

第四條 漁業の認可の期間は五年以内とする但し潜水器漁業は一年以内とする。

第五條 漁業の許可を受けた者はその漁業をするときは漁業鑑札を携帯しなければならぬ。

漁業鑑札の再下附申請中その他これを官公署に提出中の者その漁業をするときはその申請書を経由した市町村長の証明書を携帯しなければならぬ。但し本縣内に住所を有しない者にあつては知事の証明書を携帯しなければならぬ。

前項の証明書は漁業鑑札の下付又は返付を受けたときは遅滞なくこれを返納しなければならぬ。

第六條 漁業鑑札はこれを相續し譲渡し貸入れ又は貸付することはできない。

第七條 漁業の許可を受けた者第二條第一項第二号乃至第六号の事項を変更しようとするときは漁業鑑札を添え知事の許可を受けなければならぬ。

00826

第八條 漁業の許可を受けた者次の各号の一に該当するときは十日以内に漁業鑑札を知事に返納しなければならない。但し第二号の場合にあつては戸籍簿法による届出義務者又は清算人がこの手續をしなければならぬ。

- 一 許可期間満了その他許可の効力を消滅したとき。
- 二 死亡したとき又は法人解散したとき。
- 三 廃業したとき。

第九條 漁業の許可を受けた者次の各号の一に該当するときは遅滞なくその事由を具し漁業鑑札の再下附又は書換を申請しなければならない。

- 一 漁業鑑札を亡失したとき。
- 二 漁業鑑札を毀損したとき。
- 三 住所、氏名若しくは名称に変更を生じたとき。

前項第二号又は第三号の場合においては申請書に漁業鑑札を添付しなければならない。

第十條 漁業に関する申請又は届出の書類は漁業登録令によるものの外漁場を管轄する市町村長を経由しなければならない。

漁場の管轄が二市町村以上にわたるとき又は明確でないときは住所地の市町村長を経由しなければならない。本縣に住所を有しない者は直接知事に提出しなければならない。

第十一條 漁業法施行規則第一條但書に規定する漁業に關し出願申請又は届出をしようとする者は別に副本一通を添付しなければならない。

第十二條 免許又は許可を受けなければならない漁業にして工作物の施設その他の行為により水面を使用するものは漁業免許又は許可申請書に公有水面使用許可に屬する事項を併記しなければならない。この場合にあつては願書に水面使用の面積を記載し漁場圖の外丈量圖並びに地况圖を添付しなければならない。

前項の申請に対し免許又は許可を受けたときはその併記した事項についても許可を受けたものとみなす。

第二章 制限禁止

第十三條 水産動植物の養殖保護漁業取締その他公益上必要ありと認めるときは漁業の許可を与えるに當り條

00827

件若しくは制限を附し又は既に許可した漁業を制限し停止し若しくは許可を取り消すことがある。

第十四條 漁業の許可を受けたもの許可の日より一年以内にその漁業に着手せず又は引續き二年以上休業したときはその許可を取り消すことがある。

但し特別の事由により知事の許可を受けたものはこの限りでない。

第十五條 本則その他漁業に関する法令により制限若しくは禁止した漁具、漁法による水産動植物の採捕に關し漁業法施行規則第四十五條の規定により許可を受けようとする者は次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 採捕又は使用の目的
- 二 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量、制限禁止した漁具、漁法によらうとするときはその漁具の名称及び数並びに漁法
- 三 採捕又は使用の場所
- 四 採捕又は使用の時期

採捕許可証は採捕又は使用のときにこれを携帯しなければならない。

第十五條第二項及び第三項並びに第六條、第七條及び第八條の規定は採捕許可証に準用する。

第十六條 漁業者でない者は次に掲げる漁具、漁法による外水産動植物を採捕することができない。

- 一 竿釣及び手釣
- 二 掃網(湖山池及び東郷池を除く)
- 三 えび伏掃網
- 四 鎌及び挾網器(肥料藻採取に限る)

第十七條 次に掲げる水産動植物はこれを採捕し所持又は販売することができない。

- 一 あわび介殼最長部の長さ九センチメートル未満のもの。
- 二 うなぎ全長三十センチメートル未満のもの。
- 三 ます(にじます、かわます、いわな「方言たんぶり」やまめ「方言ひらめ」)全長十五センチメートル未満のもの。

第十八條 次に掲げる水産動物は各号に定める期間内にこれを採捕し又は採捕したもの若しくはその製品を所持し又は販売することができなす。

- 一 あはび 自 九月 一日 至十二月卅一日
- 二 あゆ 自二月 一日 及 自 十月 一日 至五月卅一日 及 自 十一月 十日
- 三 ます (ぼんます、にじます、かわます、いわな、やまめ) 自六月 十五日 至十二月 五日
- 四 さけ 自十一月 十日 至十二月 五日
- 五 いたやがい 自十一月 一日 至 二月 末日
- 六 すわいがに (鱒) (方言をやがに) 自三月 一日 至十月 卅一日

- 七 てんぐさ 自一月 一日 至六月 五日
 - 八 えごのり (方言いぎす) 自五月 一日 至七月 二十日
- 第十九條 次に掲げる漁具、漁法により水産動物を採捕することはできない。
- 一 上り瀬サガリ漁及び張待あみ (河川湖沼における) 及び東郷湖における「ツツキ」漁法を含む)
 - 二 連翼索
 - 三 曳あみ (河川におけるもので網目六種未満のもの)
 - 四 あゆ張網 (掛網張投げ網追ひ掛けを含む)
 - 五 打瀬あみ (中海におけるもの)
 - 六 鵜使
 - 七 川干
 - 八 ふなや
 - 九 水中に電流を通じてなす漁法
 - 十 あゆ流釣
 - 十一 あゆ引懸釣 (方言なぐり)
 - 十二 火光その他の照明を利用する投網漁法 (天神川

及びその支流におけるもの) 第十三 堤潰 (河川湖沼におけるもの) 第十四 摺 (あゆを目的とするもの) 第十五 抄網 (河川におけるものにして俗称散餌寄と称する漁法に限る) 第二十條 次に掲げる漁具はこれを使用することはできなす。

- 中海
 - 一 第一條の地曳網 網肩長さ三百三米を超えるもの
 - 二 手操網 同 七十五米を超えるもの
 - 三 旋網 同 四百五十四米を超えるもの
 - 四 鵜川漁業に使用する鵜網に柳支及び沈子を併用するもの
 - 湖山池及び東郷池
 - 一 地曳網及び船曳網 網肩長さ九十米網幅四、二米を超えるもの
- 但しこゝ、ふなを採捕する地曳網及び船曳網に限り網の兩端に網目十二種以上の網地三十米以内すつをつけることができる。

- 外海
 - 二 手操網 網肩長さ五十四米網幅一、九米を超えるもの
- 湖山池
 - 一 鵜川及び寄場と称する漁業に使用する網 網目三種以下のもの
 - 二 刺網 (わかさげ、ぼら、せいごに限る) 及びこゝ張網 網肩長さ四百五十米を超えるもの
 - 三 同 (ぼら、せいごに限る) 網目三、六種以下のもの
- 第二十一條 次に掲げる漁具、漁法により各その定める期間内に水産動物を採捕することはできない。
- 中海
 - 一 第一條の地曳網船曳網及び旋網 自一月 一日 至三月 卅一日
 - 二 網目一、八種未満の網地を用い 自四月 一日 至八月 卅一日

湖山池

四手網 自三月一日 至七月卅一日

湖山池及び東郷湖

一 地曳網及び船曳網 自二月一日 至十一月十五日

二 廻し川 自五月一日 至九月三十日

三 手繰網 (網目一、八種未満のもの) 自四月一日 至八月卅一日

四 ゆかえび曳網(方言ゆかえび網)

イ 口前弓形部(方言「ヤマ」の高さ一、二米以上のもの) 自八月一日 至十一月三十日

ロ 口前弓形部の高さ一、二米以下七十五種以上のもの 自十二月一日 至七月卅一日

ハ 網袋に漏斗網(方言「カヘリュウ」と称する二重網子網)をつけたもの 自十二月一日 至七月卅一日

五 採藻 自四月一日 至六月十五日

但し方言「チイガヒゲ」と称する水藻は四月一日から五月三十一日までとする

湖山川筋

湖山池口から湖山流末千代川落合に 自三月一日 至七月卅一日 至る区域網目三種未満の四手網

千代川、天神川、日野川筋

千代川、天神川、日野川各河口における標識より上流三百六十米及び沿岸左右百四十米沖合八十米以内の海面

地曳網及び船曳網 自二月十日及び自十一月十日 至四月十五日 自六月一日 至同三十日

あゆの空懸釣(方言「ゾ」に限る) 自六月一日 至同三十日

千代川、天神川、日野川、各河口における標識より上流千五百米に至るまでの区域

投網漁業 自二月一日 至九月三十日

第二十二條 打瀬網及び、さば巾着網漁業は陸上より二湊以内の海面でこれをする事はできない。

第二十三條 次に掲げる区域を禁漁区とし各その定める期間内に水産動植物を採捕し又は魚類を他に散逸することはできない。

湖山池

一 氣高郡湖山村字新開の一南東隅より百八十度の線と同村字新開の三北東隅より零度の線との兩方位線間における同村字新開の一、二及び新開の三地先距岸九十米以内の区域 自一月一日 至十二月三十一日

二 氣高郡大郷村大字福井字腎力における馬崎の鼻と字下之二東南端との見通線以内の区域 自一月一日 至十二月三十一日

三 氣高郡大郷村大字金澤字町山分における千切れ鼻と白土鼻兩側との見通線以内の区域 自一月一日 至十二月三十一日

智頭川筋

一 八頭郡智頭町大字市の瀬笹川における中國配電株式会社設置の堰堤から上流十八米下流百八十米に至るまでの区域 自一月一日 至十二月三十一日

二 八頭郡智頭町大字湯屋字關屋における濫漑用堰堤から上流十米下流四十米に至るまでの区域

八東川筋

八頭郡若櫻町大字樋戸前における日本発送電株式会社設置の堰堤から上流十八米下流百八十米に至るまでの区域 自一月一日 至九月三十日

千代川筋

鳥取市大字叶における源太橋より下流三百米の線か

鳥取市大字叶における源太橋より下流三百米の線か

ら下流千二百米に至るまでの区域
自十月一日 至十二月二十日
湖山川筋

鳥取市賀露町字寺屋敷における鳥取縣設置の海水逆
流防止扉内から上流百五十米下流百五十米に至るま
での区域

自一月一日 至十二月三十一日

竹田川筋

東伯郡旭村大字大柿字東塚道における廣島電氣株式
会社設置の堰堤から上流十八米下流百八十米に至る
までの区域

自一月一日 至十二月三十一日

東郷川筋

東伯郡東郷村における東郷川口から上流百八十米に
至るまでの区域

自一月一日 至十二月三十一日

日野川筋

一日野郡神奈川村大字洲河崎字日住における廣島

電氣株式会社設置の発電所堰堤(一反堰堤)から
上流十八米、下流三百六十米に至るまでの区域

自一月一日 至十二月三十一日

二 日野郡江尾村大字佐川における廣島電氣株式會
社設置配電所堰堤(旭堰堤)から上流十八米下流
三百六十米に至るまでの区域

自一月一日 至十二月三十一日

三 日野郡江尾町大字佐川における廣島電氣株式會
社設置の発電所堰堤(佐川堰堤)から上流十八米
下流百八十米に至るまでの区域

自一月一日 至十二月三十一日

四 米子市大字觀音寺における鳥取縣設置の濫漑用
堰堤から上流三十六米下流二百六十米に至るまで
の区域

自一月一日 至九月三十日

五 西伯郡春日村大字古千における鳥取縣設置の濫
漑用堰堤から上流三十六米下流三百六十米に至る
までの区域

自一月一日 至九月三十日

六 西伯郡大幡村大字吉定における濫漑用堰堤(五
千石堰堤)から上流三十米下流百五十米に至るま
での区域

自一月一日 至五月三十一日

七 西伯郡幡郷村大字大股における濫漑用堰堤(豊
田堰堤)から上流二十米下流百五十米に至るまで
の区域

自一月一日 至五月三十一日

法勝寺川筋

米子市大字觀音寺における鳥取縣設置濫漑用堰堤か
ら上流十八米下流百八十米に至るまでの区域

自一月一日 至九月三十日

第二十四條 次の区域内で水中の砂礫を採取することは
できない。

鳥取市大字叶における源本橋から下流三百米の線から
下流千二百米に至るまでの区域

第二十五條 水産動植物に有害なものを遺棄し又は水産

動植物に有害なものを漏池するおそれのあるものを放
置することはできない。

知事が必要と認めるときは水産動植物に有害なおそれ
あるものの遺棄又は漏池について必要な除害設備の設
置を命じ又は既に設置した除害設備の變更を命ずること
がある。

第二十六條 手繰網その他水底を曳く漁具を使用して漁
業をするものは次に掲げる延縄刺網又は流網を横断し
て漁業をすることはできない。

一 延縄漁業にあつては幹繩の両端に水面上高さ一、
五米以上の「ボンデン」をつけ幹繩の方向を明示し
且つその中間三個以上経高一米以上の浮標をつけた
もの

二 刺網又は流網漁業にあつては網の兩端に水面上高
さ一、五米以上の「ボンデン」をつけたもの

第二十七條 次に掲げる場所においては潜水器漁業はこ
れを許可しない

一 水流尤米以内の場所

二 許可期間満了後二年以上を経過しない場所

第二十八條 石籠漁業は新たに免許しない。

第二十九條 溯河魚類の通路を遮断してする漁業は河川流幅の四分の一以上は魚道を開通しなければならぬ。

第三十條 第十六條及び第二十五條を除く外本則において制限又は禁止した事項及び漁業法第三十六條並びに漁業法施行規則第四十六條の規定は公共の用に供しない水面にして公共の用に供する水面又は漁業法第三條の水阻に通ずるものにこれを適用する。

第三章 保護区域

第三十一條 定置漁業及び特別漁業の保護区域は次のように定める。

- 一 定置漁業
 - イ 台網漁業、まぐろ、ぶり及びさばの大謀網は網の前面千米後面百八十米沖合八十米以内の区域
 - 同漁業いわし大敷網、かます網戸網及びいわし締網は網の前面二百六十米後面百米沖合百八十米以内の区域

- ロ 落網類漁業はまち及びかますの落網は網の前面二百七十米後面百米沖合百米以内の区域
 - ハ 柵網類漁業、えび柵網は網の外圍百八十米以内の区域
 - ニ 帆架類漁業は上り魚を目的とするものは漁具の下流百八十米下り魚を目的とするものは同上流百八十米以内の区域
 - ホ 石籠はその外圍十八米以内の区域
- 二 特別漁業
- イ 第七種漁業ア 銅付は漁場区域の外圍三百六十米以内の区域
 - ロ 第八種漁業はしいら漬水の外圍三百六十米以内の区域
- 前項第一号イ、ロの保護区域は網の前後両面の距離については垣網の磯の端からその沖の端を見通した線を基準としこれに直角に沖合の距離については垣網の磯の端からその沖の端を見通した線と敷網又は落網の中の側との交叉点において同見通線と直角に測定する但

し二の前後両面の距離は漁具に南口を備えるものについては前後両面の距離を合計しこれを二分したものを各両面の距離とする

第三十二條 前條の保護区域内ではその漁業中これを同一漁獲物を目的とする漁業をし又はその目的物の通路を遮断しこれを他に誘致し若しくは散逸する行為をすることはできない但し漁業権又は入漁権により漁業をする場合はこの限りでない。

第四章 漁業標識

第三十三條 漁業の免許を受けた者は三十日以内に次に掲げる事項を記載した標識を漁場に近接する見易い場所に建設しなければならない但し専用漁業及び特別漁業についてはこの限りでない。

- 一 何々漁場標識
- 二 免許番号
- 三 漁業の種類及び名称
- 四 漁場の位置
- 五 漁業の時期

六 免許年月日及び存続期間

七 漁業権者の住所氏名又は名称

前項の漁業標識は方十二種以上の木材又は石材を用い地上一、二米以上の高さにしなければならない。

第三十四條 漁場標識を亡失し毀損し又はその記載事項に変更を生じたときは遅滞なくこれを再建し又は書換をしなければならない。

第三十五條 漁業権消滅したときは十日以内に漁場標識を撤去しなければならない。

第三十六條 潜水器漁業をする者はその操業中は次に掲げる事項を記載した旗章を船舷上二米以上の高さに掲げなければならない。

- 一 許可番号
 - 二 漁業の名称
 - 三 漁業の時期
 - 四 許可年月日
 - 五 漁業者の住所氏名又は名称
- 旗章は方八十種以上の赤色布地を用いなければならない

00838

8 地方配付税	65,096,045	10 縣債	86,042,000
8 分担金及負担金	11,131,160	1 縣債	86,042,000
2 負担金	11,131,160	10 縣債 出入合計	461,664,529
4 使用材料及手数料	1,644,505	1 歲出	
1 使用料	1,285,408	1 會議費	3,738,877
2 手数料	359,097	1 縣會議費	2,246,877
5 國庫支出金	170,587,026	2 委員會費	1,492,000
1 下渡金	74,289,131	2 縣職員費	△1,435,783
2 補助金	96,247,895	1 縣職員費	△1,806,622
6 寄附金	1,038,700	2 監査委員費	86,127
1 寄附金	1,038,700	3 選挙管理委員会諸費	37,304
7 繰入金	276,009	4 縣公安委員費	47,558
1 特別會計繰入金	276,009	7 職員災害補償費	100,000
9 雜收入	4,377,213	8 職員衛生管理費	100,000
2 弁償金及び報償金	28,082	3 警察費	△10,900,788
3 物品売却代	85,638	1 警察費	△10,838,138
4 償還金	4,203,541	2 海上警備費	△572,650
5 過年度收入及返納金	59,957	3 自治体警察施設費	500,000

00839

4 土木費	77,239,136	24 建築統制費	1,026,140
1 土木出張所費	149,711	25 土木資料調整費	143,944
2 境港務所費	21,406	5 教育費	20,481,187
8 道路橋梁費.	221,818	1 小学校費	8,221,435
4 府縣道改良事業費	5,750,000	2 中学校費	3,321,271
6 町村土木補助費	48,000	8 高等学校費	2,655,393
8 災害防除施設費	12,788,000	4 特殊學校費	15,387
9 河川改良事業費	15,000,000	7 養良農學校縣立移管費	8,882
10 災害河川改良事業費	3,900,000	8 城高等女學校縣立移管費	8,882
12 網代港修築事業費	7,000,000	9 夜間高等学校費	1,641
13 港灣費	4,150,000	11 教育振興費	1,763,420
15 砂防事業費	10,909,651	12 学制改革費	27,151
16 土木事業振興費.	106,093	18 教育職員恩給金	4,146,141
17 産業開發調査費	1,368,190	15 湖東農水產高等学校費	5,238
18 連合軍宿舍建設事業費	114,543	16 定時制高等学校縣立移管費	5,745
19 二十三年災害土木復旧費	0	17 圖書館費	63,912
22 堤港修築事業費	14,500,000	18 公民館費	6,888
28 港灣統計調査費	56,640	20 社会教育費	204,156

00840

22 社会体育費	40,000	19 地方勞動委員會費	281,531
24 通信教育費	7,695	20 失業應急事業費	817,625
6 社会及劳动施設費	4,467,216	7 保健衛生費	4,518,598
1 生活保護費	30,000	1 保健所費	1,870,621
2 保護施設費	180,000	2 健民費	24,248
3 生活保護補助費	318,046	3 傳染病予防費	366,926
4 住宅費	38,167	4 結核子防費	107,020
5 社会事業施設費	27,657	5 花柳病診療所費	58,810
6 兒童福祉事業費	125,000	6 診療所費	47,989
7 民生委員費	15,469	7 性病子防費	5,097
8 接談事業費	70,000	8 鼠族昆虫驅除費	2,481,251
9 兒童福祉事業費	2,239,418	9 衛生統計費	40,760
10 英德學校費	293,008	10 衛生取締費	57,466
11 兒童相談所費	27,973	11 衛生諸費	10,545
12 一時保護所費	5,198	8 産業經濟費	7,688,061
15 職業輔導費	378,590	1 農事試驗場費	78,681
16 勞務借費	88,589	2 農業技術員養成費	3,921
18 労働教育啓蒙費	36,000	8 主要食糧増産対策費	51,478

00840

00841

4 蔬菜果物増産対策費	30,724	26 縣行造林費	17,046
5 農業生産資材対策費	42,040	27 造林事業費	0
6 農業技術浸透施設費	142,959	28 公有林轉分收造林費	1,948
7 農業協同組合事業施設費	280,970	29 樹苗養成費	3,267
8 農村負債整理及金融改善專業費	11,144	30 民有林計画施設業獎勵費	26,548
9 食糧需給調整費	15,337	31 林産物検査費	305,860
10 農村工業獎勵費	5,123	32 薪炭増産施設費	11,091
11 農村加工指導所費	101,829	34 民有林開拓林道施設費	0
12 農事振興費	29,144	35 治山防災施設事業費	0
13 工業指導所費	65,137	36 保安林改良事業費	8,219
15 中企業振興対策費	160,684	38 林業振興費	11,665
16 物價対策諸費	33,087	39 實業取締所費	57,939
17 重要物資需給調整費	420,586	40 實業試驗場費	55,179
18 電力需給調整費	2,523	41 商檢定所費	149,949
22 特殊物件等処理費	10,045	42 實業技術指導所費	264,789
23 賠償施設処理費	6,984	43 實業技術員養成所費	1,718
24 計量取締費	369,328	47 種畜場費	147,484
		48 有畜營養指導所費	21,012

00842

49 和牛獎勵費	15,179
50 家畜傳染病予防施設費	139,331
51 酪農獎勵費	3,948
52 馬產獎勵費	3,658
58 飼料対策費	9,895
64 家畜人口投精施設費	8,564
66 畜產振興費	31,704
57 水產試驗費	46,490
58 水產物増産対策費	7,246
59 水產物供給対策費	501,967
60 水產物登錄諸費	10,594
63 水產振興費	14,096
64 牧野開放事業費	6,076
65 漁港修築事業費	2,000,000
66 船舶船塢場施設事業費	1,900,009
9 農地費	59,559,022
1 土地取得代行費	95,010
2 開拓指導施設費	214,156

8 開拓試驗費	82,413
4 農地委員會費	770,768
5 農地制度改革費	922,734
6 修築農場費	159,588
7 開拓施設費	50,000
9 農業土木調査費	88,591
10 農業水利改良事業費	14,879,640
13 農道整備事業費	4,345
14 緊急開拓事業幹線道路費	46,842
15 集團地開拓事業費	0
21 食糧増産基本施設費	5,000,000
24 旱害対策推進費	150,000
25 旱害耕地應急施設費	7,500,000
26 米川堰堤改良事業費	15,525,000
27 大口堰用水改良事業費	14,120,000
10 地方振興費	6,541
1 地方振興費	1,956
2 地方連絡費	4,585

00843

11 都市計画事業費	18,168
1 都市計画地方委員会費	18,168
2 堤町戰災復興事業費	0
12 財産費	53,278
1 財産管理費	53,278
13 統計調査費	8,359,673
1 一般統計調査費	849,631
4 各種統計調査費	1,835,848
6 教育統計調査費	130,575
7 常住人口統計調査費	467,845
8 住宅統計調査費	75,774
14 選挙費	39,821
1 衆議院議員選挙費	39,821
16 公債費	44,047,010
1 元利償還金	12,928,010
4 過年度借換償還金	31,119,000
16 諸支出金	248,776,472
2 公金取扱費	7,443,667

4 特別会計繰入金	179,000
5 東京連絡所費	10,631
7 会計事務促進費	26,495
8 自動車諸費	641,895
9 公職適否審査諸費	18,172
10 諸團体調査諸費	17,176
11 元陸海軍將校調査費	6,688
12 外國人登録諸費	2,998
13 渉外諸費	164,959
15 過年度返納金	50,000
16 渉外勞務管理費	49,407
17 消防諸費	210,897
18 過年度支出金	47,083
19 追放者監察事務費	22,000
20 最高裁判所國民審査法趣旨徹底費	83,155
21 政治資金規正公關法趣旨徹底費	1,255,122

00844

22 職員給与改善費	221,608,710	1 一般会計繰入金	179,000
23 物價騰貴対応費	16,949,878	繰入合計	179,000
繰出合計	401,664,529	繰出	
昭和二十三年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算			
歳入		1 災害救助金	179,000
1 事業収入	754,060	1 救助諸費	△180,229
1 事業収入	754,060	2 救助対策費	△60,000
8 繰越金	500,000	3 元資備入金	419,227
1 前年度繰越金	500,000	繰出合計	179,000
繰入合計	1,254,060	昭和二十三年度特別会計競馬事業費歳入歳出予算	
歳入		歳入	
1 事業費	1,254,060	1 事業収入	4,400,000
1 事業費	1,254,060	2 使用料及手数料	4,400,000
繰出合計	1,254,060	1 手数料	17,000
昭和二十三年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加更正予算			
歳入		3 雑収入	195,000
1 繰入金	179,000	1 雑収入	195,000
繰入合計	179,000	繰入合計	4,612,000
歳入		繰出	

00845

1 事業費	4,275,991	1 專業費	4,275,991
2 諸支出金	816,009	1 一般会計繰入金	316,009
3 予備費	20,000	1 予備費	20,000
繰出合計	4,612,000		

鳥取縣告示第四百二十一號

昭和二十三年五月十日を以つて鳥取縣種畜場附屬温泉利用畜産加工所設置規程を次のように定めた。

昭和二十三年九月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣温泉利用者畜産研究所設置規程

第一條 鳥取縣温泉利用者畜産研究所は温泉利用による各種中小家畜、家禽の研究並びに畜加工を行いその改良発達及び増殖を圖るため次の業務を行う。

一、温泉利用による各種中小家畜の改良蕃殖並びに育成に関する事項

- 二、温泉利用による孵卵及び育雛に関する事項
- 三、生産せる中小家畜の仔育家畜並びに雛の成績調査及び飼養管理方法に関する事項
- 四、各種畜産加工並びにその普及啓蒙に関する事項
- 五、温泉利用による各種飼料の研究に関する事項
- 六、畜産技術員養成に関する事項

第二條 鳥取縣温泉利用研究所に左の職員を置く。

- 所 長 一名
- 三級事務吏員 一名
- 三級技術吏員 若干名
- 嘱 託 若干名
- 助 手 若干名
- 業 手 若干名
- 小 使 一名

第三條 所長は種畜場長の指揮をうけ所務を掌理し所員を指揮監督する。

第四條 三級事務吏員は所長の指揮を受け庶務会計に関する事務に従事する。

00846

第五條 三教技術吏員及びその他の職員は所長の指揮を受け試験研究に従事する。

第六條 所長事故あるときは上席吏員がその職務を代理する。

第七條 左の事項は所長においてこれを掌理し種畜場長に報告しなければならない。

- 一、職員の仕事分担
- 二、職員の内出張
- 三、職員の除服出仕

第八條 所長及び職員の内出張日数五日以内である時は種畜場長に報告し、管内出張六日以上及び縣外出張のときは種畜場長の承認を受けなければならない。

第九條 所長は毎年四月末日までに前年度の事業成績を種畜場長に報告しなければならない。

第十條 処分細則その他所内の諸規定の制定改廃は種畜場長の承認を得て所長がこれを定める。

附 則
この規程は昭和二十三年五月十日より適用する。

◆鳥取縣告示第四百二十二號
物價統制令第四條の規定によつて昭和二十三年八月鳥取縣告示第三百五十三号（鉄線、亜鉛引鉄線、丸釘の小売業者販売價格の統制額指定の件）はこれを廢止する。
昭和二十三年九月七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四百二十三號
昭和二十三年九月十一日定例縣会を鳥取市に招集する。
昭和二十三年九月三日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四百二十四號
昭和二十三年二月鳥取縣告示第七十号（製パン加工賃の統制額指定の件）は昭和二十三年九月一日からこれを廢止する。
昭和二十三年九月七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

選舉告示

00847

84800

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第二十号
農地調整法第十五條ノ第二項の規定による選舉權を有する者の二分の一の数は、次の通りである。
昭和二十三年九月三日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

選舉區 同上の区域
農地調整法第十五條ノ第二項各号の区分
選舉權を有する者の二分の一の數

第一選舉區	鳥取市	一號	一六、九五四
	岩美郡	二號	四、六〇二
	八頭郡	三號	一六、四一六
	氣多郡	一號	三〇、〇〇一
	米子市	二號	五、五一〇
	東伯郡	三號	二五、四七六
第二選舉區	西伯郡	一號	
	日野郡	二號	